

学校施設開放事業の一部運用見直しについて

学校施設開放事業において、今年度実施する3年に一度の団体登録更新に際し、一般団体の登録要件の見直しを行います。

1 現状と課題

学校施設開放事業では、主に区民で構成する「届出団体」と区外者で構成する「一般団体」の二区分により登録を受け付けています。

令和5年度の施設予約システムの導入以降、団体の登録数が著しく増加しており、特に一般団体については、令和6年度に新規登録された団体数が135団体、前年度比で約2.4倍と急増していることから、団体によっては活動場所の確保が難しい状況が生じています。

現在、一般団体の登録には住所要件を設けておらず、2名以上であれば誰でも登録が可能となっていますが、今後も登録数が増えるとともに、団体にとって更に場所の確保が難しくなることが想定されることから、新規登録を抑制するため、登録要件の見直しが必要です。

表 学校施設開放事業の登録団体数の推移 (単位: 団体)

年度 \ 団体種別	総数	届出団体	一般団体
令和5年度 (3月31日時点)	393	294 (前年度比 約 1.36 倍)	99※
令和6年度 (3月31日時点)	613	379 (前年度比 約 1.3 倍)	234 (前年度比 約 2.4 倍)
令和7年度 (8月15日今日現在)	680	410 (前年度比 約 1.1 倍)	270 (前年度比 約 1.2 倍)

※ 令和5年11月から登録申請の受付を開始しました。

2 登録要件の見直し

一般団体の登録要件を表のとおり見直します。また、一般団体の見直しとあわせて、届出団体の構成員要件に「全員が3歳以上であること」を追加します。

なお、今年度は3年ごとの団体登録の更新を行う年となっており、12月に全団体に対し登録更新の案内を送付する予定のため、漏れなく周知することが可能です。

【一般団体の登録要件】

	現行	変更後
人数要件	2名以上	10名以上
代表者要件	なし	区内在住
構成員要件	なし	・構成員の50%以上が 在住、在勤、在学のいずれか ・全員が3歳以上
運営要件	なし	団体としての規約を有する

3 周知方法

一般団体への登録更新の案内の送付時に、登録要件を変更する旨を通知します。
また、区ホームページや港区施設予約システム等でも周知します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 11月 要綱改正、周知開始
12月 登録更新の通知発送
令和8年 1月～ 審査・更新手続
4月 新たな登録期間の開始（令和8年度～令和10年度）